平成２６年（フ）第１３７号
群馬県太田市東新町578番地　メゾンエミネンスＡ―101号、住民票上の住所栃木県足利市五十部町967番地２
債務者　根岸　　明
1　決定年月日時　平成26年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１３８号
群馬県太田市東新町578番地　メゾンエミネンスＡ―101号、前住所群馬県太田市只上町4122番地８
債務者　根岸　和恵
1　決定年月日時　平成26年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第２９１号
埼玉県熊谷市佐谷田3916番地１　アトゥム熊谷303
債務者　萩原　清隆
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１５３号
富山市新庄本町３丁目５番79―105号　サンライズ新庄銀座
債務者　今井　隆志
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８４号
石川県小松市園町143番地
債務者　羽田　正信
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第２４５号
福井市西木田１丁目４番15号　西木田コーポ１－Ａ
債務者　スマイルファクトリーこと　石原　久充
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２５７号
福井市春日３丁目1408　リトルウイングＡ棟205号室、住民票上の住所福井市大森町第64号11番地３
債務者　齊藤　笑子
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２５８号
福井県鯖江市糺町第29号２番地９
債務者　石庭　正明
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２５９号
福井県鯖江市糺町第29号２番地９
債務者　石庭　　実
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２６０号
福井県鯖江市丸山町３丁目３番12号　クリスティーかわさき．202、旧住所福井県越前市行松町第１号３番地の４
債務者　宮永　浩司（旧姓加川）
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８５号
長野県塩尻市大字広丘高出2121番地18　永原コーポ４Ａ
債務者　伴野　隆久
1　決定年月日時　平成26年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２０６号
長野県安曇野市明科中川手2227番地３
債務者　竹田　光佑（旧姓畑）
1　決定年月日時　平成26年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第７５号
長野県飯田市高羽町１丁目４番地３　アンセン住宅
債務者　横前　幸子
1　決定年月日時　平成26年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第２６８号
愛知県一宮市小信中島字郷中3221番地４
債務者　吉田　卓矢
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１３４号
滋賀県東近江市佐野町484番地22
債務者　大橋美枝子
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第１４１号
滋賀県彦根市船町５番41号
債務者　松田　和隆
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第１４２号
滋賀県彦根市船町５番41号
債務者　松田　量子
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
大津地方裁判所彦根支部